

琵琶湖の保全・再生状況と取組、今後を意見交換

～琵琶湖保全再生推進協議会幹事会（第9回）を滋賀県で開催します～

国土交通省は、関係省庁、滋賀県と連携し、関係地方公共団体と琵琶湖の保全・再生の状況や保全・再生に関して講じた施策の把握及び意見交換等を行うため、9月4日（木）に琵琶湖保全再生推進協議会幹事会（第9回）を開催します。

また、会議に先立ち、琵琶湖の南湖周辺の現地視察を予定しています。

本幹事会は、国民的資産である琵琶湖の健全で恵み豊かな湖としての保全・再生を目的とする「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」（平成27年法律第75号）に基づき、琵琶湖の保全及び再生に関する実施すべき施策の推進に関し必要な事項について協議を行う「琵琶湖保全再生推進協議会」が、その目的を達成するために設置した組織です。

1. 日 時：令和7年9月4日（木）16：00～17：15

※開始時間は、現地視察の状況により遅れる場合があります。

2. 場 所：滋賀県庁 危機管理センター1階 大会議室
（滋賀県大津市京町四丁目1-1危機管理センター）

3. 委 員：別紙のとおり

4. 議 事：（1）琵琶湖の保全及び再生の状況と今後の方向性について
（2）琵琶湖の保全及び再生に関する施策の実施状況について
（3）琵琶湖保全再生施策の推進に関する意見交換
（4）その他

5. その他：・会議は公開とし、報道関係者に限り視察場所、会議のカメラ撮影が可能です。
・視察時間・場所等の詳細は、期限までに登録があった方へご連絡します。
・一般傍聴を希望される方及び取材を希望される報道機関は、9月2日（火）15時までに下記連絡先までお申し込みください。
なお、一般傍聴及び取材は、申し込みの先着順（定員：10名）となりますので、御了承ください。

【連絡先】

滋賀県 琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課 石居、山本（裕）、安井
TEL：077-528-3461 E-mail：biwako-cr★pref.shiga.lg.jp

※「★」を「@」に置き換えて送信してください。

- ・会議の資料及び議事概要については、後日、国土交通省、環境省及び滋賀県のホームページで公開します。

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/LakeBiwa_council.html

【問合せ先】

国土政策局 総合計画課 木田、森
TEL：03-5253-8111（代表）（内線 29414、29429）
03-5253-8358（直通）



琵琶湖保全再生推進協議会幹事会委員

主務省

総務省	大臣官房地域力創造審議官
文部科学省	総合教育政策局長
農林水産省	水産庁次長
農林水産省	近畿農政局長
農林水産省	近畿中国森林管理局長
国土交通省	国土政策局長
国土交通省	水管理・国土保全局長
国土交通省	近畿地方整備局長
環境省	水・大気環境局長
環境省	自然環境局長
環境省	近畿地方環境事務所長

関係行政機関

財務省	大臣官房総括審議官
経済産業省	イノベーション・環境局 GX グループ 環境管理推進室長

関係府県及び関係指定都市

滋賀県	琵琶湖環境部長
京都府	建設交通部長
大阪府	政策企画部長
兵庫県	企画部長
京都市	都市経営戦略監
大阪市	計画調整局長
堺市	市長公室長
神戸市	都市局長